

廃棄物処理法の一部改正等について

平成30年11月2日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

目次

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要
2. 許可を取り消された者等に対する措置の強化について
3. 電子マニフェスト登録の一部義務化について
4. 有害使用済機器の保管等に関する届出制度について
5. 二以上の事業者による一体的処理の特例(親子会社の認定)について
6. 施行期日

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 現状と課題

(1) 廃棄物の不適正処理事案の発生

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生



< 明らかになった課題 >

許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
電子マニフェストの活用による、不適正事案の早期把握や原因究明等が必要

(2) 雑品スクラップの保管等による影響

鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、破砕や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が発生。



< 明らかになった課題 >

こうした有価で取引され、廃棄物に該当しない雑品スクラップ等の保管等に際して、行政による把握や基準を遵守させることなど、一定の管理が必要

2. 改正の概要

(1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化

許可を取り消された者等に対する措置の強化（第19条の10等）
市町村長、都道府県知事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの方に対して必要な措置を講ずることを命ずること等ができることとする。

マニフェスト制度の強化（第12条の5）

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。

(2) 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け（第17条の2）

人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）について、

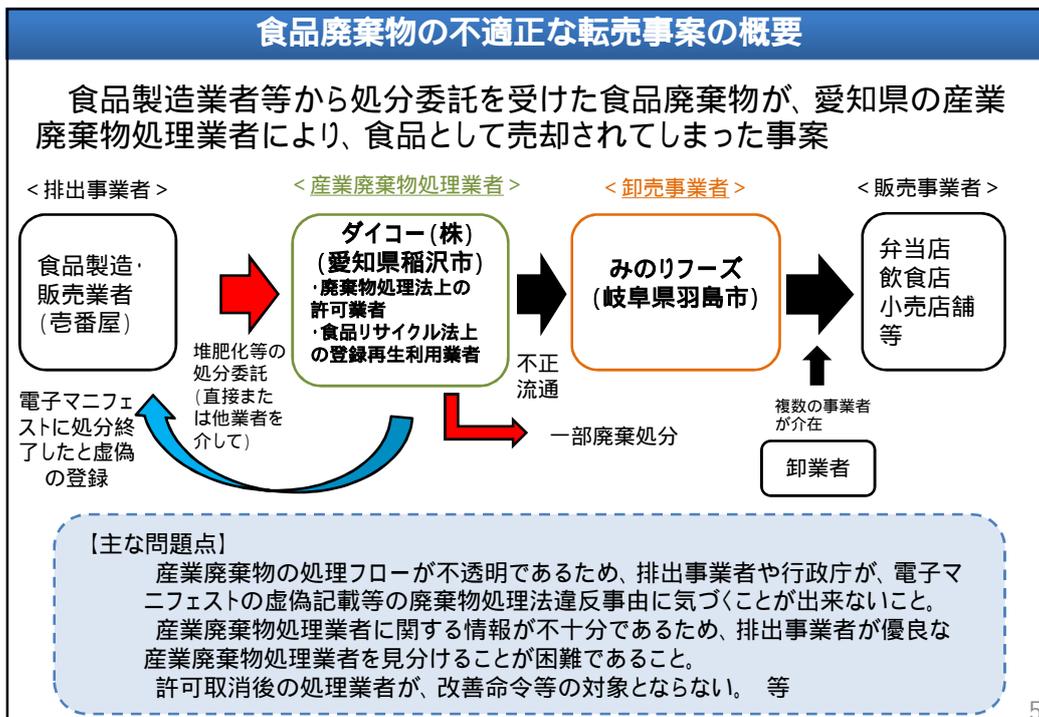
- ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
- ・処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加等の措置を講ずる。

(3) その他

親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。（第12条の7）

施行期日 2(1) 以外：平成30年4月1日
2(1) : 平成32年4月1日

2. 許可を取り消された者等に対する措置の強化について



食品廃棄物の不正転売事案の再発防止策と対応状況

赤字が今回の法改正事項

【マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化】

マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化（第27条の2）

（現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金 改正案：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修

【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】

（監視体制の強化）

都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定（H28.6.21通知済）

食品リサイクル法に基づく国の立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携強化（対策済）

（処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成）

廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請（H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定）

優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み（検討経費の一部を環境省が支援）。

（許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化）

許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるようにする。（第19条の10）

【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】

食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定（H29.1.26）

排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成等について、都道府県等への通知（処理状況の確認等）

許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け。（第14条の2第4項等）

6

法改正概要（適正処理の推進）

1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

< 明らかになった課題 >

(1) 許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要

(2) マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯	
平成28年1月	事案発覚、県が立入検査・報告徴収等
" 2月29日	愛知県が改善命令
" 4月18日	岐阜県及び三重県が許可取消し
	愛知県は取り消さず改善命令状態を維持
" 6月27日	愛知県による許可取消し

2. 法改正事項

(1) 許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、市町村長、都道府県知事等は、**処理基準に従って保管すること等、必要な措置を命じることができることとする。**（第19条の10）

排出事業者に対する通知を義務付けることとする。（第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項及び第14条の6）

(2) マニフェスト制度の強化

マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、**マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。**（第27条の2）

現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付ける**こととする。（第12条の5第1項）

7

(1) 措置命令の規定の準用

法第19条の10による読替え(下線部)

法第19条の10第1項による読替え後の法第19条の4 一般廃棄物関係

- 第十九条の十第一項各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物(第十九条の十第一項各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行つていると認められるときは、市町村長(第九条の十第一項の認定を受けた者については、環境大臣)は、必要な限度において、第十九条の十第一項各号に掲げる者に対し、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従つて当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

「その他必要な措置」とは…処理基準に従つた保管をするために必要な措置を想定。自ら処分をすることまで求める趣旨ではない。

対象(法第19条の10第1項各号に掲げる者)

- 一般廃棄物の業許可の更新を受けなかった者
- 一般廃棄物の業の全部又は一部の廃止等の届出をした者
- 一般廃棄物の業許可を取り消された者
- 一般廃棄物に係る再生利用、広域認定又は無害化認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者
- 一般廃棄物に係る再生利用、広域認定又は無害化認定に係る認定を取り消された者
- 一般廃棄物の業許可を受けないで一般廃棄物の処理を業として行った者

8

(1) 措置命令の規定の準用

法第19条の10による読替え(下線部)

法第19条の10第2項による読替え後の法第19条の5 産業廃棄物関係

- 第十九条の十第二項各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物(第十九条の十第二項各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行つていると認められるときは、都道府県知事(第十五条の四の四第一項の認定を受けた者については、環境大臣)は、必要な限度において、第十九条の十第二項各号に掲げる者に対し、産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に従つて当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

「その他必要な措置」とは…処理基準に従つた保管をするために必要な措置を想定。自ら処分をすることまで求める趣旨ではない。

対象(法第19条の10第2項各号に掲げる者)

- 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の業許可の更新を受けなかった者
- 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の業の全部又は一部の廃止等の届出をした者
- 産業廃棄物の業許可を取り消された者
- 産業廃棄物に係る再生利用、広域認定又は無害化認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者
- 産業廃棄物に係る再生利用、広域認定又は無害化認定に係る認定を取り消された者
- 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の業許可を受けないで産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理を業として行った者

9

(2) 処理困難通知の義務付け

1. 処理困難通知の義務付け

- 産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物等の処理を終了していないもの(第14条の2第4項、第14条の5第4項)
- 産業廃棄物処理業等の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物等の処理を終了していないもの(第14条の3の2第3項、第14条の6)
遅滞なく、処理を委託した者に通知しなければならない。

2. 通知の手続(省令事項)

(1) 通知先・内容

- 上記の事業廃止等した者は、当該処理を終了していない産業廃棄物等に係る **委託契約を締結している排出事業者等全て** に対し、
- 当該 **事由が生じた年月日** 及び当該 **事由の内容** を明らかにした **書面()** を送付
e-文書法及び同法施行規則により、電子ファイルでも可

(2) 通知の期限

- 当該事業の全部又は一部を廃止した日又は許可を取り消された日から **10日以内**

(3) 通知の保存

- 通知の日から **5年間**、**通知の写しを保存**

処理困難通知を受けた排出事業者等は、生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずることとなる。

10

3. 電子マニフェスト登録の一部義務化について

廃棄物の適正処理の確保に関する課題への対応

1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

< 明らかになった課題 >

- (1) 許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- (2) マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯	
平成28年1月	事案発覚、県が立入検査・報告徴収等
" 2月29日	愛知県が改善命令
" 4月18日	岐阜県及び三重県が許可取消し
	愛知県は取り消さず改善命令状態を維持
" 6月27日	愛知県による許可取消し

2. 法改正事項

(1) 許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、必要な措置を命じることができることとする。(第19条の10)
排出事業者に対する通知を義務付けることとする。
 (第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項及び第14条の6)

(2) マニフェスト制度の強化

マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。(第27条の2)

現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

特定の産業廃棄物¹を多量に排出する事業者²に、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。

(第12条の5第1項)

1：特別管理産業廃棄物(廃石綿、廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)を省令において規定

2：年間50トン以上特別管理産業廃棄物を排出する事業者を省令において規定

12

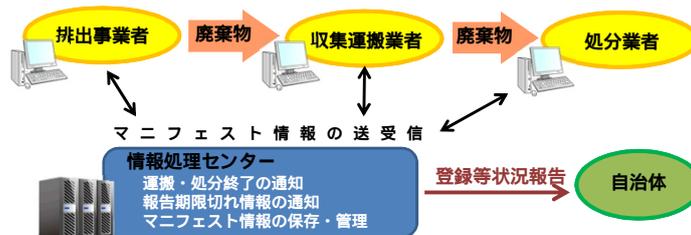
(参考) 電子マニフェストについて

産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)制度は、排出事業者が、その産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを把握・管理し、処理責任を果たすための制度
 電子マニフェスト制度は、紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み

電子マニフェスト普及の意義

排出事業者責任の徹底・適正処理の推進の観点から、その普及を強力に推進する必要あり

- > 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能(透明性の向上)
- > 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- > 排出事業者及び処理業者の事務の効率化(紙マニフェストの保管が不要)



13

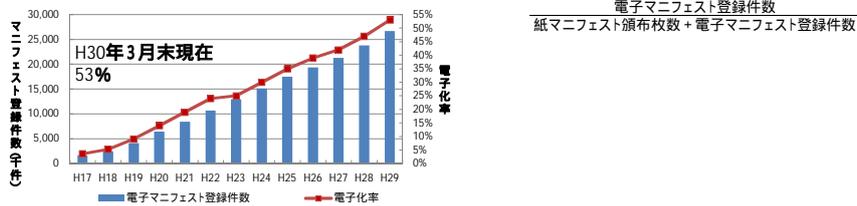
電子 manifests の普及状況

電子 manifests 普及率の目標 2022年度 70%
 H30.6 第四次循環型社会形成推進基本計画(閣議決定)

【電子 manifests 加入状況の推移等】 (平成30年3月31日現在)

年度	システム加入者数	システム加入者数の内訳			年間登録件数	電子化率 (普及率)
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
H24年度	89,015	70,792	11,720	6,503	15,056,116件/年	30.1%
H25年度	110,860	90,857	13,005	6,998	17,460,912件/年	34.9%
H26年度	121,745	100,137	14,210	7,398	19,293,458件/年	38.6%
H27年度	141,441	118,069	15,543	7,829	21,247,609件/年	42.5%
H28年度	173,500	148,492	16,826	8,182	23,748,382件/年	47.5%
H29年度	192,253	165,398	18,309	8,546	26,646,875件/年	53.3%

【電子 manifests 登録件数の推移等】



14

施行規則 (環境省令) の内容

1-1. 電子 manifests 使用義務者

電子 manifests に関する規定について
 2020年4月1日施行

- 前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する特別管理産業廃棄物の多量排出事業者 (PCB廃棄物は50トンの中に含まない。) とする。
- 電子 manifests 使用義務がかかる排出事業者から、当該義務のかかった特別管理産業廃棄物の処理を受託した電子 manifests 導入済の収集運搬業者、処分業者にも使用義務がかかる。

【趣旨】

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、6月30日までに都道府県・政令市に提出しなければならない。

都道府県・政令市は、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に基づき、次年度の電子 manifests 使用義務者の判断を行う。

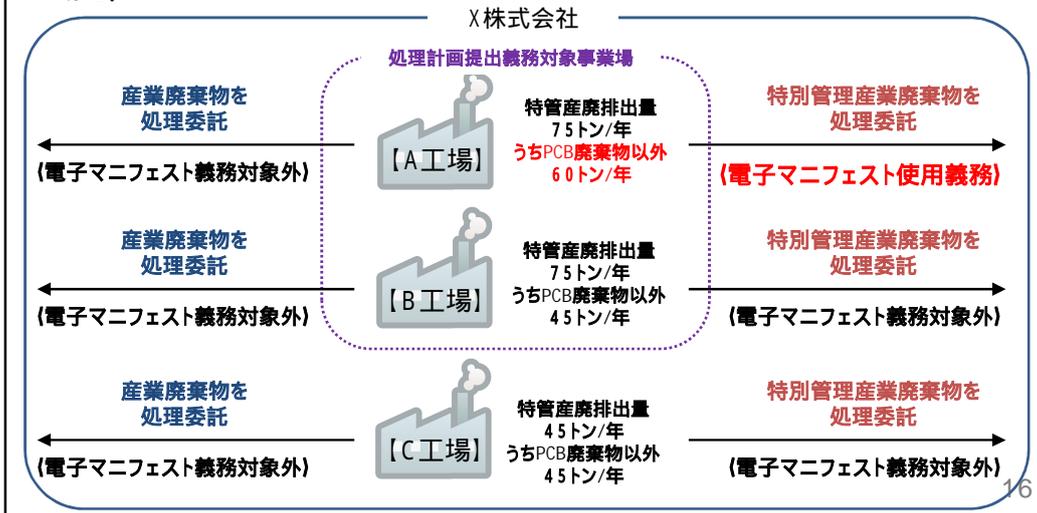
PCB廃棄物は電子 manifests 使用義務の対象には含まないこととし、PCB廃棄物を除くと50トン未満となる場合は、その事業場は、電子 manifests の使用義務者から外れる。(その旨を特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に記載することとする。)

15

施行規則（環境省令）の内容

1-2 . 電子 manifests 使用義務の対象（例）

複数事業場を有している場合、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の排出量が年間50トン以上の事業場から排出する特別管理産業廃棄物だけに電子 manifests 使用の義務がかかる。



施行規則（環境省令）の内容

2-1 . 電子 manifests の登録が困難な場合

義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子 manifests を使用することが困難と認められる場合

離島内等で他に電子 manifests を使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子 manifests 使用業者が近距離に存在しない場合など、電子 manifests 使用業者に委託することが困難と認められる場合

常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

【趣旨】

使用義務者が電子 manifests の登録が著しく困難な場合は、電子 manifests の登録に代えて紙 manifests の交付が認められる。

やむを得ない事由により紙 manifests を交付した場合、manifests の「備考・通信欄」にその理由を記入することとする。

施行規則（環境省令）の内容

2-2 . 電子マニフェストの登録が困難な場合の例

義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合

【想定される例】

排出事業者の機器が全て故障で、電子マニフェストが利用できない場合

天災、障害、停電、コンピュータウイルス等により、排出事業者の機器がJWNETのシステムに接続不能となった場合

排出事業者の社内管理システムの不具合で、社内システムからEDI接続で電子マニフェストが利用できない場合

天災、停電等により、通常委託している処理業者が電子マニフェストを利用することができない場合

インターネットプロバイダの不具合により一定期間インターネット回線を利用できない場合

JWNETのシステムが天災・障害・停電・コンピュータウイルス等により接続不能となった場合

18

施行規則（環境省令）の内容

2-2 . 電子マニフェストの登録が困難な場合の例

離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合

【想定される例】

離島など、地域的に隔離され、電子マニフェストを利用している処理業者が存在せず、かつ緊急に処理を行う場合

通常業務において発生しない廃棄物であって、近距離に電子マニフェストを利用している処理業者が存在しない場合

廃棄物の性状等から、特定の処理業者にしかできない処理技術があり、その処理業者に委託せざるを得ないが、その処理業者が電子マニフェストを利用していない場合

常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

あらかじめ情報処理センターに登録することが著しく困難な事由が明らかな場合は、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の処理計画にその旨を記載すること。

19

(参考) 電子マニフェスト使用義務者が紙マニフェストを使用した場合の記載例

【紙マニフェストへの記載例】

- (1) インターネット回線等の不具合、自然災害等の場合
EDIシステムのダウンのため
PCの故障によりインターネット接続ができないため
インターネット回線の不具合のため
電力会社の停電のため
- (2) 処理業者が対応しない場合やスポット的な処理の場合
近隣に電マニ対応業者が存在しないため
処理業者が電マニに対応していないため(通常業務で発生しない廃棄物)
(株)にしか処理できないため
- (3) 常勤職員が65歳以上の場合
常勤職員が全て65歳以上

上記以外にも、排出事業者は、困難な状況としてやむを得ないと認められることが分かるように記載するよう努める必要がある。

20

電子マニフェスト使用義務者の義務違反

電子マニフェスト使用義務者が、登録することが困難な場合に該当しないにも関わらず、紙マニフェストを交付した場合、**勧告 公表 命令 罰則**となる。

都道府県知事は、規定を遵守していないと認めるときは、適正な処理に関し**必要な措置を講ずべき旨の勧告**をすることができる。

都道府県知事は、勧告を受けた事業者等がその**勧告に従わなかったときは**、その旨を**公表**することができる。

都道府県知事は、勧告を受けた事業者が、**勧告に従わなかった旨を公表された後**において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る**措置をとらなかったときは**、その勧告に係る**措置をとるべきことを命ず**ることができる。

命令に違反した場合、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

21

3．情報処理センターへの登録期限

平成31年(2019年)4月1日施行

廃棄物を引き渡した後の情報処理センターへの登録期限について、義務対象者の過重な負担とならないよう、**3日以内（土日祝日を含めない）**とする。ただし、原則としては、予約登録機能等も活用し、**速やかに登録することが望ましい**。

【趣旨】

廃棄物を引き渡した後の情報処理センターへの登録期限は、電子マニフェストの登録が任意のものから一部義務化されることに伴い、使用義務者の過重な負担となることを防止するため、3日以内の登録期限について、土日祝日及び年末年始(12/29～1/3)を含めないこととする。

ただし、不適正処理の防止の観点から、原則としては、電子マニフェストの予約登録機能や、現在開発中の現場登録システム等も活用し、速やかに登録することが望ましい。

予約登録機能を活用した電子マニフェスト登録の流れ



廃棄物を引き渡す前に、マニフェストの「予約登録」画面であらかじめ分かっている項目(収集運搬業者、処分業者の情報等)を入力
廃棄物を引き渡した後、予約時に入力しなかった項目(日付、種類、数量等)を入力して登録

22

4．多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画

平成31年(2019年)4月1日施行

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、処理計画書に「電子マニフェストの使用に関する事項」を記載することとする。

【趣旨】

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画は、PCB廃棄物を含め、年間50トン以上特別管理産業廃棄物を発生する事業場について、毎年6月30日までに提出しなければならない。

電子マニフェストの義務対象者になるか否かについては、計画書に記載する前年度の廃棄物の種類毎の発生量の合計値から判断する。(PCB廃棄物の発生量を除くと年間50トン未満となる場合は、義務対象者にはならない。)

義務対象者は、計画書に電子マニフェストの使用に関する事項(JWNETへの加入、電子マニフェスト対応処理業者との契約等)を記載する。

PCB廃棄物を除くと年間50トン未満となる場合は、義務対象者とはならない旨を記載する。

あらかじめ情報処理センターに登録することが困難な事由が明らかな場合は、その旨を記載する。(2020年6月30日期限提出分以降)

23

施行規則（環境省令）の内容

5．多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告

2020年4月1日施行

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、前年度の処理計画書の実施状況報告において、電子マニフェストの使用に関する事項について報告することとする。

【趣旨】

特別管理産業廃棄物多量排出事業者は、処理計画に基づき行った取り組みについて、電子マニフェストの使用状況を含め、都道府県等に毎年6月30日までに報告しなければならない。
 当該年度(前年度)の特別管理産業廃棄物の排出量がPCB廃棄物を除き50トン/年未満となる場合は、電子マニフェストの使用に関する欄にその旨を記載すること。
 翌年度は電子マニフェスト使用義務者ではなくなる。

24

今後のスケジュール等

6．施行までのスケジュール

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、平成30年度（2018年度）の特別管理産業廃棄物の排出量を把握し、平成31年度（2019年度）中に自らがJWNETに加入するとともに、特別管理産業廃棄物の処理委託先を電子マニフェストに対応した処理業者にしておく必要がある。
 併せて、排出事業者や処理業者向けに、電子マニフェストの義務化の周知を行う。

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
多量排出事業者の準備		排出量の把握	6/30 処理計画提出 7月～ JWNET加入 電子マニフェスト対応業者との契約	4/1 施行
業許可申請時の講習		電子マニフェスト義務化の周知		
特管産廃多量排出事業者への説明会		各都道府県において開催		
処理業者向け説明会		各都道府県において開催		

この他、関係団体等と協力し、団体主催の説明会等でも周知を検討

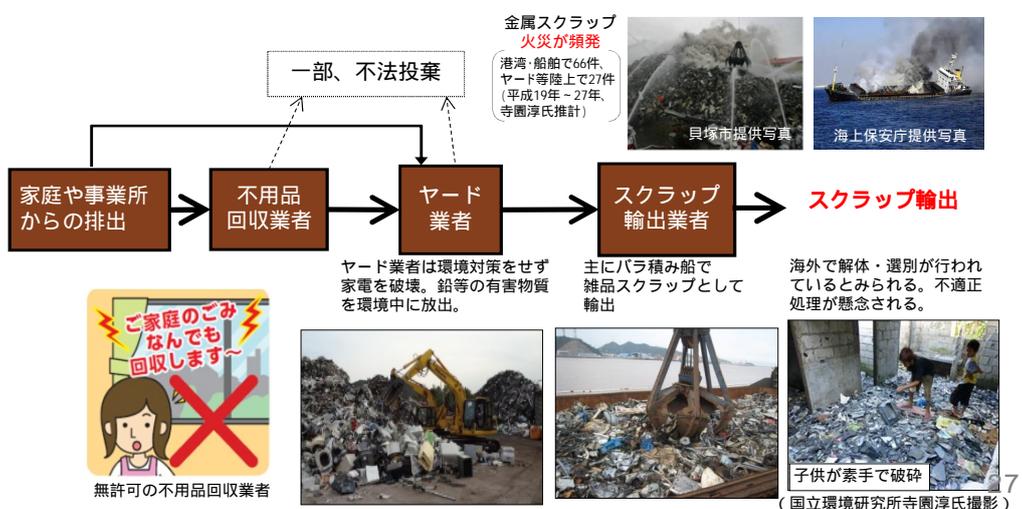
25

4. 有害使用済機器の保管等に関する届出制度について

4 - 1 . 法改正と政省令改正の概要

有害物を含む使用済電気電子機器に関する現状

有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる雑品スクラップ）が輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。国内外の環境汚染や家電リサイクル法等の形骸化の懸念が高まっている。



(参考) 富山物質循環フレームワーク



G7富山環境大臣会合(2016年5月15-16日)のコミュニケ附属書として採択。

G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。

持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組。

2. G7メンバーによる野心的な行動

目標2: グローバルな資源効率性・3Rの促進

具体例: 電気電子廃棄物(E-waste)の管理

- 廃棄物の各国・地域内における環境上適正な管理を優先する。
- 特に電気電子廃棄物について、廃棄物と非廃棄物を識別するため、また、適正なルートで行われる回収、リユース及びリサイクルの割合を向上させるとともに違法取引を防止する水際対策の実効性を高めるため、スペアパーツを用いた再製造等の資源効率的な取組を促進しつつ、既存のアプローチを共有し、国際的な協調行動を強化する。
- 特に廃棄物を環境上適正に管理する能力を有しない国から必要な能力を有する国への有害廃棄物の輸出に関しては、関係する国内・国際規制に従って行われる限り、有害廃棄物を安全に管理する能力を有しない国に能力開発のための時間的余地を与える等、環境と資源効率・資源循環に寄与するものであることを認識する。
- 電気電子廃棄物の適正な回収、リユース及びリサイクル推進のための各国のイニシアティブや基準、環境上適正な管理や適用可能な技術についての情報交換を活性化させる。

28

4 - 1 .法改正の概要

1 . 課題

雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。



雑品スクラップ火災の例

港湾・船舶で66件、ヤード等陸上で27件
(平成19年～27年、国立環境研究所 寺園淳氏推計)

2 . 法改正事項

↓ 生活環境への影響発生を抑制

< 規制の内容 > (第17条の2)

「有害使用済機器」 1の保管又は処分を業として行おうとする者 2に都道府県知事への届出を義務付け

- 1 使用が終了し、収集された電気電子機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- 2 適用除外(届出不要)の者を省令で規定

政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付け

都道府県による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加(これらの違反があったときは罰則の対象)

雑品スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例(国立環境研究所 寺園淳氏撮影)



掃除機



扇風機



炊飯器

29

4 - 2 . 政省令改正の概要

1 . 有害使用済機器の指定

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握の蓄積がある **リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）** を対象として指定した。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、家庭用機器との差異について **現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）** についても対象として指定した。

2 . 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- **廃棄物処理法に基づく廃棄物に関する保管・処分の基準を基本**として定めた。
- **火災の防止**の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー等を分別した上で保管・処分させる等の必要な措置を講じた。
- その他、保管の高さ、処分の方法等については、保管等の実態を踏まえて設定した。

3 . 適用除外（届出不要）の者

- **関係法令の許可等を受けた者**（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器対象品目が廃棄物となったものを取扱うことについて許可・認定等を受けた事業場内に限る）等）
- **有害使用済機器の保管量が少ないこと**等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（事業場の敷地面積100m²以下の者）
- **いわゆる雑品スクラップの保管等を本業としない者であって、本業に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う者**（適正保管を行うことができることが想定できる者に限る）

4 . 届出事項

- 申請者の基本情報、事業一般に関する事項、保管に関する事項、処分に関する事項

30

4. 有害使用済機器の保管等に関する届出制度について

4 - 2 . 有害使用済機器の指定

4 - 2 . 有害使用済機器の指定

有害使用済機器の定義（根拠条文）

- 法第17条の2第1項
 - 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

技術的検討会の対応方針

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされているリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。
- その他の今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。

（ 有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

32

有害使用済機器の対象品目

家電リサイクル法対象品目（4品目）



小型家電リサイクル法対象品目（28品目）



ファクシミリ、PHS・スマートフォン、ラジオ、ビデオカメラ・DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセット、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置・光ディスク装置、ディスプレイ、電子書籍端末、電動ミシン、電気グラインダー・ドリル、ヘルスメーター、電動式吸入器、フィルムカメラ、電子レンジ、電気除湿器、電気アイロン・掃除機、電気こたつ・電気ストーブ、電気かみそり、電気マッサージ器、ランニングマシン、電気芝刈機、蛍光灯器具、電子時計、電子楽器 等

家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではないものに限り業務用機器においても対象となります。33

業務用機器について

業務用であるが家庭用と判別困難な機器の例



業務用エアコン（壁掛け型）

出所）ダイキン工業株式会社 企業HP <http://www.daikin.co.jp/>（閲覧日：2018年2月28日）

明らかな業務用の機器の例



業務用エアコン



業務用冷蔵機器

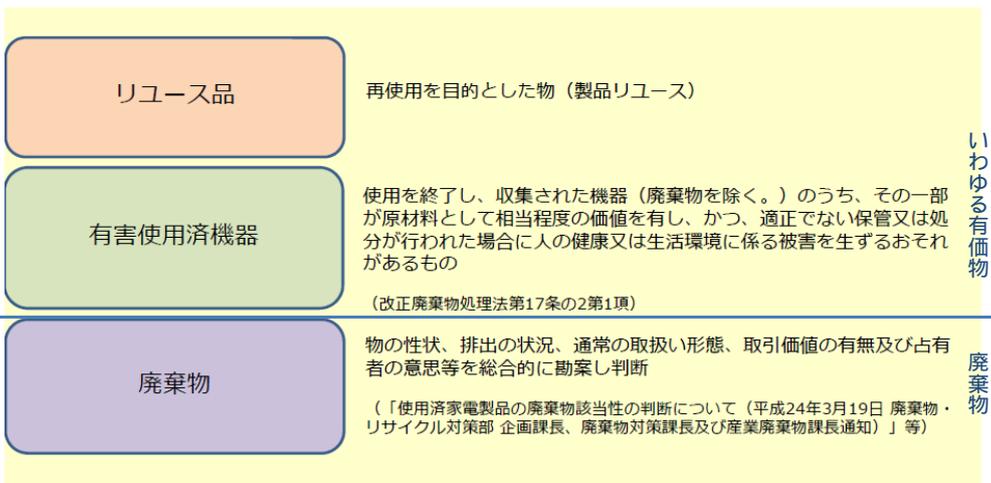


業務用洗濯機

出所）左、中央 環境省
右 ダイキン工業株式会社 企業HP <http://www.daikin.co.jp/>（閲覧日：2018年2月28日）

34

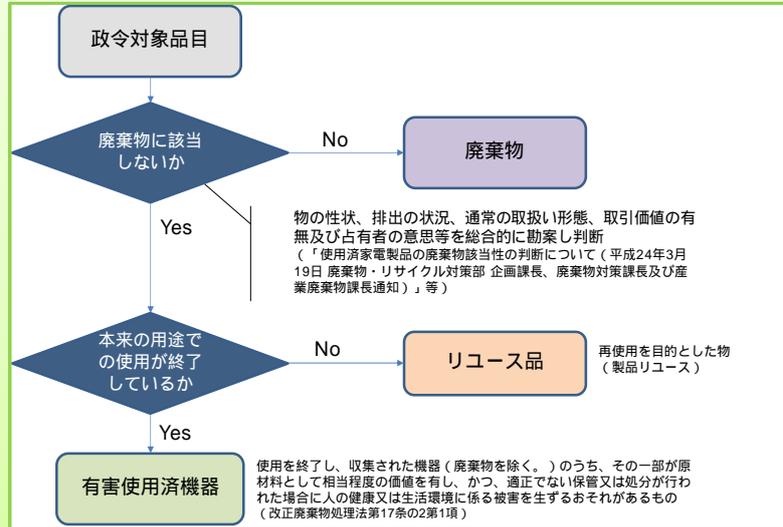
（参考）廃棄物、有害使用済機器、リユース品の概念図



35

有害使用済機器の判別

有害使用済機器は廃棄物を除くと定義されていることから、**まず対象物の廃棄物の該当性を判断し、廃棄物とは判断されない場合について、改めて有害使用済機器の該当性に関して本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から判断することとなる。**



36

有害使用済機器の判別(続き)

破損した機器、部品等の取扱い

- 有害使用済機器はその取扱いの過程で変形したり、破損されたりすることも想定されるが、**外形上もとの機器が判別できる場合には有害使用済機器と解する。**例えば、下記左の写真のように、ほぼ原形をとどめているプリンターや写真中央のように、ケースの一部がとれているが、パソコンとして判別できるもの、写真右の掃除機のように一部破損しているがとの機器が判別できる場合は有害使用済機器と解する。
- 一方、有害使用済機器を解体し、取り出された**部品や原材料**となるまで処理されたものは**有害使用済機器には該当しない**。例えばパソコンを解体し内蔵HDD、基板、電源等の部品単体となったものは有害使用済機器に該当しない。同様に、有害使用済機器を破砕等の処理後、金属製錬の原料用とできるまで選別された基板や、鉄くず、アルミくずなども有害使用済機器には該当しない。
- なお、取扱いの過程で破損等されたことで、廃棄物と判断された機器については、廃棄物として適正に処理する必要がある。また、有害使用済機器の処理の過程で発生する廃棄物は、当該事業場の廃棄物として廃棄物の処理基準に従い適正に処理する(又は廃棄物の処理業者に処理委託する)必要がある。**



プリンター



パソコン



掃除機

出所)環境省 37

部品、原材料等の管理について

部品の取扱い

- 有害使用済機器を解体し、取り出された部品（例えば、モーターやバッテリー等）は、有害使用済機器には該当しないが、ぞんざいに扱った場合は、油の流出や火災など、生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。
- したがって、部品によっては、種別毎の分別保管、油等が漏れ出さない容器を用いた保管、風雨にさらされないよう屋内での保管など、生活環境上の支障が生じないように取り扱うことが望ましい。

原材料の取扱い

- 有害使用済機器保管等業者の中には有害使用済機器を処理し、金属製錬などの原材料とする事業を行う場合も想定される。このような原材料となるまで処理されたものは、有害使用済機器には該当しないが、それまでの処理に当たっては、保管及び処分の基準を遵守する必要がある。
- また、原材料となったものについては、その後の生産工程において要求される品質を満たすためなどの理由で必然的に丁寧に取扱われることが見込まれるが、環境保全の観点からも、分別保管や容器を用いた保管などの取扱いが望ましい。



ハードディスク



基板

出所) 環境省

38

付属品、混合している場合の取扱いについて

付属品について

- 有害使用済機器の付属品は有害使用済機器に含まれる。ただし、電源コードなどは、単独の品目のみを選別保管し、原材料として持出す事業を行う場合も想定される。このように、単独品目に選別され原材料として取扱われる場合は、有害使用済機器に該当しない。

有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合

- 有害使用済機器対象品目と金属スクラップ等その他のものが混合し、この混合物が総体として廃棄物と判断される場合は、廃棄物として適正に処理する必要がある。
- 一方、混合物が総体として廃棄物とは判断されない場合は、混合している対象品目について、廃棄物該当性を判断し、廃棄物と判断できない場合は、有害使用済機器の該当性を判断することとなる。
- 以上の判断経過を経て、混合物内の対象品目が有害使用済機器に該当する場合は、この混合物の保管等を業とする者は届出が必要である。
- なお、有害使用済機器はその他のもの（有害使用済機器の対象ではないもの）と分別保管する必要があるため、この混合物から有害使用済機器を分別し保管する必要がある。また、運搬時においても、有害使用済機器保管等業者の事業場における分別が容易な状態で積載することが望ましい。

39

4. 有害使用済機器の保管等に関する届出制度について

4 - 3 . 有害使用済機器の保管及び処分の基準

4 - 3 . 有害使用済機器の保管及び処分の基準

有害使用済機器の保管及び処分の基準の遵守義務（根拠条文）

- 法第17条の2第2項
- 有害使用済機器保管等事業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。

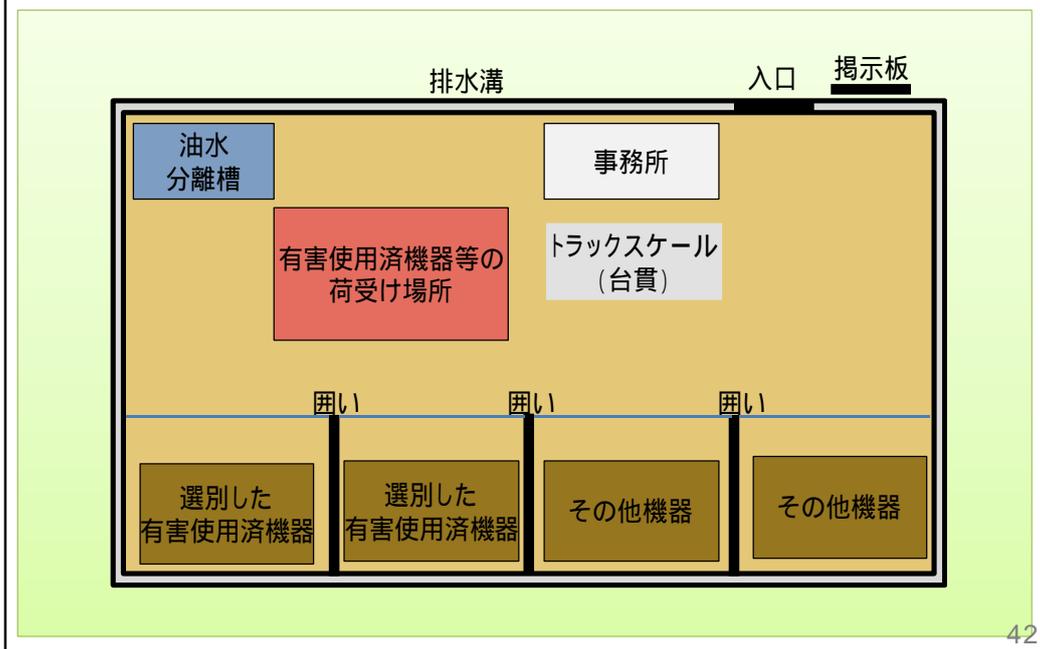
…有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災の発生のおそれがあるため、**有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し適正に保管又は処分を行うことにより、生活環境上の影響を防止する必要がある。**

技術的検討会の対応方針

- 廃棄物の保管・処分の基準を基本とする。
- 保管基準のうち、保管高については、使用済電子機器の保管の実態も踏まえて対応する。
- 生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる**火災の防止の観点から**、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスポンプ等の扱いについては、現地調査における取り扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等**必要な措置を講じる。**
- 有害物質の飛散流出防止について、例えば蛍光管等水銀を含有する部品については、破損しないよう適切に分別のうえ、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理する等必要な措置を講じる。

（ 有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

有害使用済機器の保管を行う事業場のイメージ図



有害使用済機器の保管の基準の概要

【囲いの設置】について

- 有害使用済機器の保管にあたっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、**保管の位置を明らかにする必要がある。**
- また、**囲いに加重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要がある。**

【保管ヤード付近の掲示板の設置】について

- 有害使用済機器の保管にあたっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、保管又は処分の別、保管品目、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、**必要な事項が表示された掲示板を設ける必要がある。**

【保管高さ】について

- 有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から**保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要がある。**

【土壌・地下水汚染防止】について

- 有害使用済機器は内部に潤滑油等を含むものがあり、また多くの機器では有害物質を含んでいることから、**保管に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等が生じる場合には、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがあるため、周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要がある。**

【飛散流出に関する必要な措置】について

- 屋外で容器を用いずに保管する場合で、**強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて必要な対策を講ずる必要がある。**

43

有害使用済機器の保管の基準の概要（続き）

【生活環境の保全】について

- 有害使用済機器の保管を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要がある。

【火災・延焼防止】について

- 有害使用済機器の中には、乾電池、リチウムイオン電池等が含まれているものがあり、これらの電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれがあることが指摘されている。また、外装に多く使われているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されている。
- このことから、火災発生源の可能性のある物の分別、保管高さを一定程度（5 m以下）に制限する等の措置を講じる必要がある。

【公衆衛生の保全等】について

- 有害使用済機器の保管等に当たっては、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があるため、保管する有害使用済機器等の雑品スクラップの整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで衛生的な環境を作り出すこと、害虫が発生しないよう又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう雨水が溜まらないようにすることなどの措置を講じる必要がある。また、害虫等の発生のおそれがある場合には、薬剤散布などが考えられる。

44

有害使用済機器の保管の基準（掲示版記載例）

- ヤードの入り口等の見やすい場所に掲示版を設置
- 寸法は縦60cm×横60cm以上
- 記載事項：有害使用済機器の保管の場所である旨（処分又は再生を行っている場合はその旨も追記）、保管する有害使用済機器の品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合）

有害使用済機器の保管場所	
保管する有害使用済機器の品目	
管理者	氏名又は名称
	連絡先
最大保管高さ	m

または「廃棄物処理法第17条の2に規定する機器（有害使用済機器）の保管場所」

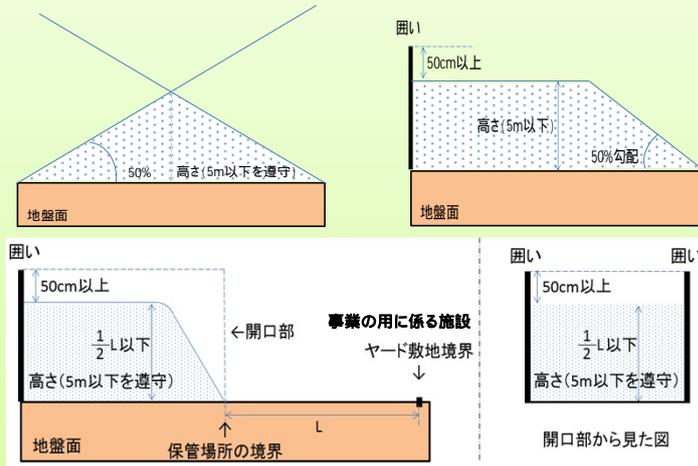
処分（又は再生）も行っている場合は、「～の保管・処分（再生）場所」と記載

代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること

45

有害使用済機器の保管の基準（保管高さのイメージ）

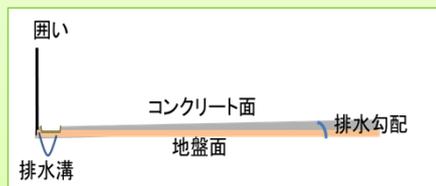
- 機器及びその一部が周辺に飛散流さないように保管する必要がある。
- 屋内での保管、容器を用いた保管、などが考えられるが、容器を用いず屋外で山積み保管する場合も想定される。
- その場合、堅牢な囲いに接しない場合は、水平面に対し五十パーセントの勾配として保管する。
堅牢な囲いに接する場合（ の場合を除く） 三方を堅牢な囲いでかこむ場合に3つの場合について基準が定められている。



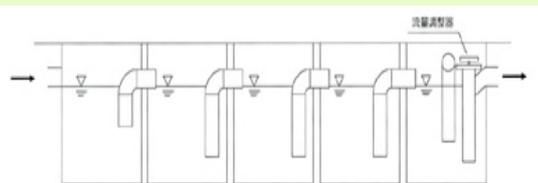
46

有害使用済機器の保管の基準（土壌・地下水汚染防止のイメージ）

- 汚水や油が流出するおそれがある場合には、保管ヤード外への流出防止及び、保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集約する箇所に油水分離槽等を設置する等必要な措置を講じる必要がある。
- 排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、下図のように排水勾配を確保する必要がある。



コンクリート舗装イメージ



油水分離槽イメージ

47

有害使用済機器の保管の基準（火災・延焼防止措置のイメージ）

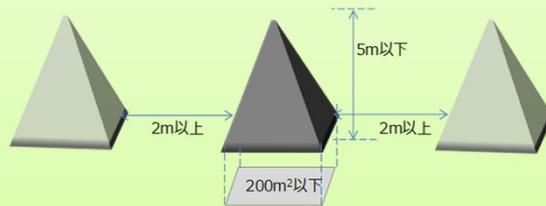
- 近年雑品スクラップの保管ヤードからの火災の発生が多いことから、有害使用済機器の保管に際しては火災の防止の観点から、次の措置を講じる必要がある。
- 火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、**有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する必要がある。**そのため、搬入時に分別することから、混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う等により適正に分別する必要がある。運搬時においても有害使用済機器とその他の物が分別可能な状態で積載してあることが望まれます。
- 火災の原因となり得る**油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱いについては、分別した上で適正に処理することとする必要があります。**
- 火災防止の観点から、有害使用済機器の保管の**一つの集積単位の面積は200m²以下**とする必要があります。
- また、（**不燃性の仕切りを設ける場合を除き**）一つの集積単位と他の物、又は集積単位相互間の**離隔距離は2m以上**とする必要があります。
火災防止等の観点から、保管高さは5m以下とする。



分別保管の例



出所) 環境省



集積単位相互間の離隔距離イメージ図

48

有害使用済機器の保管の基準 （火災の原因となり得るもの、特に有害な物質を含む部品の回収の例）

- 有害使用済機器の中には、特に有害性の高い物質を含むあるいは発火の可能性が高い部品等が使用されている場合があるので、適正な取扱いが望ましい。
廃棄物として処理する場合は廃棄物の処理基準に従い適正に処理する必要がある。

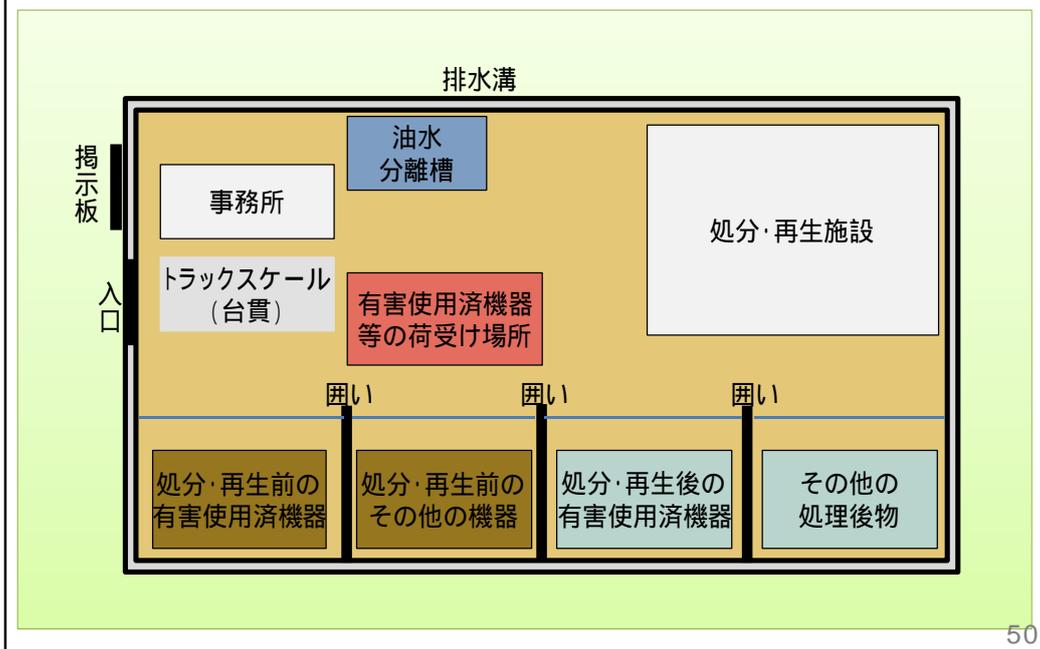


乾電池の回収の例

出所) 環境省

49

有害使用済機器の処分を行う事業場のイメージ図



50

有害使用済機器の処分の基準の概要

【飛散流出防止】について

- 有害使用済機器の処分に当たっては、**有害使用済機器やその破片等の飛散を防止する必要がある。**（建屋内で処分を行う等）
- また、**油や有害物質を含む物もあり、これらの飛散流出を防止する必要がある。**（あらかじめ油や液体を除去する、処分を行う場所の不浸透対策等の措置を講ずる等）

【騒音・振動等の防止】について

- 有害使用済機器の処分に伴い**騒音や振動、悪臭等**が発生し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、**周辺の生活環境上支障が生じないように措置を講じる必要がある。**（住居から可能な限り隔離する、防音効果の高い壁を設置する、建屋内に設置する、接地面に振動防止装置を設ける、夜間操業を慎む等）

【火災防止等】について

- 発火のおそれのあるもの**や蛍光管等処分により**有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要がある。**
- 処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを確認する。（連続的監視装置、目視等）
- 延焼防止のため消火器を設置する等の措置も考えられる。

51

有害使用済機器の処分の基準の概要

【特定家庭用機器に該当する品目（家電4品目）の処分】について

- 有害使用済機器のうち、**エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機**に関しては、**環境大臣が定める方法によって再生又は処分を行う必要がある。**
 - 鉄・アルミニウム・銅など資源物の分離・回収やプリント基板等からの金属の回収
 - 蛍光管に含まれる水銀や液晶パネルに含まれる砒素等の処分・回収
 - フロン類の回収 等
- 現場で家庭用機器との区別がつかない**業務用機器**に関しても**フロン類の回収については適用され、その他のものについても技術的に可能な範囲で上記方法に基づいて処分又は再生を行う必要がある。**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法環境大臣が定める方法（平成30年環境省告示第10号）

【禁止行為】について

- 有害使用済機器の処分に当たっては、**焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止**されている。

52

有害使用済機器の処分の基準の適合例

<破砕に伴う機器の高熱化による設備内の火災・爆発>

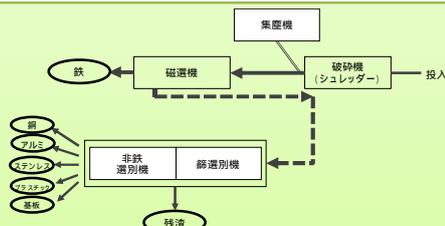
- 有害使用済機器の中に発火性・引火性の高い部品等が含有されている場合、破砕に伴い、機器及びその一部が高熱化し、設備内で火災、あるいは爆発するリスクが生じる。一度、設備内で火災、あるいは爆発が発生すると、設備の損壊に伴う費用のみならず、周辺作業員が死傷・負傷するおそれがあるので、破砕を行う場合は、事前に発火性・引火性の高い部品（電池、バッテリー等）を除去するとともに、散水等の火災防止、防爆措置など必要な措置を講じる必要がある。

<破砕後の高熱状態の機器破砕物からの火災>

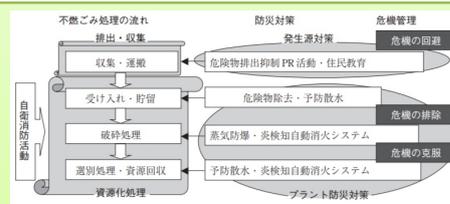
- 破砕後の機器破砕物は高熱状態となっている場合があり、そこに電池、バッテリー等が混入していると火災が発生するおそれがあるため、破砕物が高温状態となっている場合は選別保管する等、火災が起こらないように注意する必要がある。

<破砕により発生した金属の欠片や粉じんからの火災>

- 破砕により発生した金属の欠片や金属粉が雨水や湿気等と反応し、発熱及び水素等の可燃性気体の発生・着火による火災の可能性がある。特にコンテナ等の密閉空間の場合には火災の危険性が高まる。そのため、破砕機の清掃や、大量に在庫を保管しない等の措置をとることが望まれる。



シュレッター処理のイメージ



破砕設備における防災システムの概要

出所）安全工学、資源化破砕ごみ処理施設における安全対策について

53

(参考) 分別(選別)、解体について

分別(選別)について

- 有害使用済機器保管等業者においては、その後の処理を適正に行う、又は品目をそろえて管理するため、有害使用済機器の分別又は選別を行う場合が考えられる。
- また、有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管に当たり、有害使用済機器と有害使用済機器以外の物品を分別して保管することが義務付けられるため、受入の段階において、それらを分別する必要がある。
- 以上のように、有害使用済機器保管等業者においては、有害使用済機器の保管又は処分に当たって、分別又は選別を行うことが想定されるが、いずれの場合も保管又は処分の一環として行われるため、有害使用済機器又はその一部及び油等の飛散・流出防止などの保管基準又は処分基準を遵守する必要がある。

解体について

- 有害使用済機器保管等業者においては、有害使用済機器の希少金属などが含まれる部位を原材料とする、又はその後の処分方法に適した物品毎に仕分ける等のため、有害使用済機器を解体する場合が考えられる。
- また、したがって、これらの物品を適正に回収する有害使用済機器には蛍光管など有害物質を含有し適正に回収処理する必要がある物品が内部に使用されている場合がある。さらに、有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器に油や電池等の火災の原因になり得る物品が含まれるおそれがある場合には、適正に回収処理することが義務付けられているために、解体を行う必要がある場合も想定される。
- 「解体」の方法に関しては、ドライバーや工具を用い人力で行ういわゆる「手解体」と施設を用いた解体が考えられる。手解体に関しては、保管又は処分の一環として行われ、施設を用いる解体は処分として位置付けられるが、いずれの場合にも、有害使用済機器又はその一部及び油等の飛散・流出防止などの保管基準又は処分基準を遵守する必要がある。

54

4. 有害使用済機器の保管等に関する届出制度について

- 4 - 4 . 帳簿の整備
- 4 - 5 . 届出手続
- 4 - 6 . 報告徴収・立入検査等

4 - 4 . 帳簿の整備

帳簿の備え付けについて（廃棄物処理法施行規則）

（有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿）

第十三条の十二 有害使用済機器保管等業者（法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器保管等業者をいう。第三項において同じ。）は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

保管	一 受入れ年月日 二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三 搬出した場合には、搬出先ごとの搬出量と品目
処分又は再生	一 処分又は再生年月日 二 処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の持出先ごとの持出量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目

- 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。
 - 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
 - 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

有害使用済機器の適正処理の観点から、帳簿を作成し備え付ける必要がある。

56

4 - 5 . 届出手続

届出義務及び変更の届出（根拠条文）

- 法第17条の2第1項
 - 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「**有害使用済機器**」という。）の**保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。**
 - …有害使用済機器保管等業者（**反復継続して有害使用済機器の保管又は処分を行う者**）は、事業場が所在する都道府県又は政令市宛に、有害使用済機器の保管等に関する届出が必要。
 - **その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。**

廃止の届出

- 政令第16条の4第1項
 - 法第十七条の二第一項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る**有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。**

57

届出手続の概要



届出不要の者の概要

関係法令の許可等を受けた者（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器対象品目が廃棄物となったものを取扱うことについて許可・認定等を受けた事業場内に限る）等）

有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（事業場の敷地面積100m²以下の者）

いわゆる雑品スクラップの保管等を本業とししない者であって、本業に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う者（適正保管を行うことができることが想定できる者に限る）

金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可・認定等を含む。

58

届出手続の概要

届出事項・書類

- 申請者の基本情報（氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類）
 - 事業一般に関する事項
（事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権原を有することを証する書類）
 - 保管に関する事項
（保管する品目、保管場所の面積、保管量・保管高の上限、保管場所の図面（平面図、構造図等））
 - 処分に関する事項
（処分の方法、処分する品目・数量、処分施設の種類・数量・構造図、設置場所の図面等）
- 複数の都道府県等で事業を行う場合は、各自自治体毎に届出が必要。

届出の時期

- 新規は事業開始前10日前までとすることとする。
施行日（平成30年4月1日）に既に有害使用済機器保管等業を実施している業者は、6ヶ月の経過措置が設けられている。（平成30年10月1日までに届出が必要）
- 届出事項の変更についても、基本的に変更の10日前までに届出が必要。
住民票、定款、謄本、土地の権原を証する書類の添付を要する変更は、当該書類の変更後速やかに届出が必要。
- 有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部又は全部を廃止した際の届出については、廃止後10日以内に提出。
事業の一部廃止とは、事業の範囲の一部廃止（保管又は処分・再生の内の一部を廃止する場合）、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合などを指す。

59

4 - 6 . 報告徴収、立入検査等

報告徴収、立入検査等の準用

- 有害使用済機器に係る報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令については、産業廃棄物に係る規定が準用されている。(ただし、代執行については準用されていないため、有害使用済機器について代執行を行う場合は行政代執行法によることとなる。)

準用する条文

報告の徴収	法第18条第1項
立入検査	法第19条第1項、第3項及び第4項
改善命令	法第19条の3(第1号及び第3号を除く。)
措置命令	法第19条の5第1項(第2号から第4号までを除く。)及び第2項

罰則

	罰則の内容
措置命令違反(法第25条第1項第5号)	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反(法第26条第2号)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反(法第30条第6号)	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等(法第30条第7号)	
立入検査の拒否等(法第30条第8号)	

60

報告徴収・立入検査への協力について

- 有害使用済機器の適正な取扱いを確保するため、都道府県等は、必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行うことができることが定められている。
- したがって、有害使用済機器又はその疑い物の保管又は処分を業とする者は、都道府県等から、有害使用済機器に係る**報告徴収や立入検査**を受ける場合があるため、これらを受けた場合は**積極的に御協力いただきたい。**
立入検査は**事前通告無く行われる場合がある**ため、その際も積極的に協力していただきたい。
- また、立入検査においては、一般的に日本語が使われるため、**日本語による応対が可能な体制を整えていただきたい。**
- なお、報告徴収や立入検査の拒否などを行った場合の等の罰則が規定されているので留意願いたい。

有害使用済機器は**廃棄物疑い物**として判断される可能性があり、廃棄物の処理に関する指導監督権限を有する行政機関からの**報告徴収や立入検査**を受ける場合も想定されるため、その場合も**積極的に御協力いただきたい。**

61

5. 二以上の事業者による一体的処理の特例(親子会社の認定)について

親子会社による一体的処理の特例(自ら処理の拡大)

法改正事項(第12条の7)

親子会社が一体的な経営を行うものである、及び、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分ができる等の基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。

廃棄物処理法上、排出事業者が自らの産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要



主な政令事項及び省令事項

1. 一体的な経営を行う事業者の基準

二以上の事業者のいずれか一の事業者（親会社）が、他の事業者（子会社）全てについて、次のいずれかに該当する。

当該二以上の事業者のうち他の事業者（子会社）の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。

次のいずれにも該当する。

- ・当該二以上の事業者のうち他の事業者（子会社）の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。
- ・当該二以上の事業者のうち他の事業者（子会社）に対し、業務を執行する役員を出向させていること。
- ・当該二以上の事業者のうち他の事業者（子会社）は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

2. 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

・認定グループ内の産業廃棄物の処理について計画を有しており、その中で処理を行う事業者として位置付けられていること。

・親会社の統括的な管理体制の下で、認定に係る産業廃棄物の処理を行う事業者であること。

・認定グループ外の産業廃棄物の処理を処理業者として処理する場合は、それぞれ区分して行うこと。

・認定グループ外の者に当該認定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して、委託を行うとともに、マニフェストを交付すること。（委託基準違反、マニフェスト虚偽記載などの罰則の可能性）

・知識及び技能を有すること。

・経理的基礎を有すること。

・欠格要件等に該当しないこと。

・基準に適合する施設を有すること。

等

64

認定対象範囲イメージ

認定可能な範囲（ABCを一つのグループとして認定）

親会社A

子会社B

100%子会社

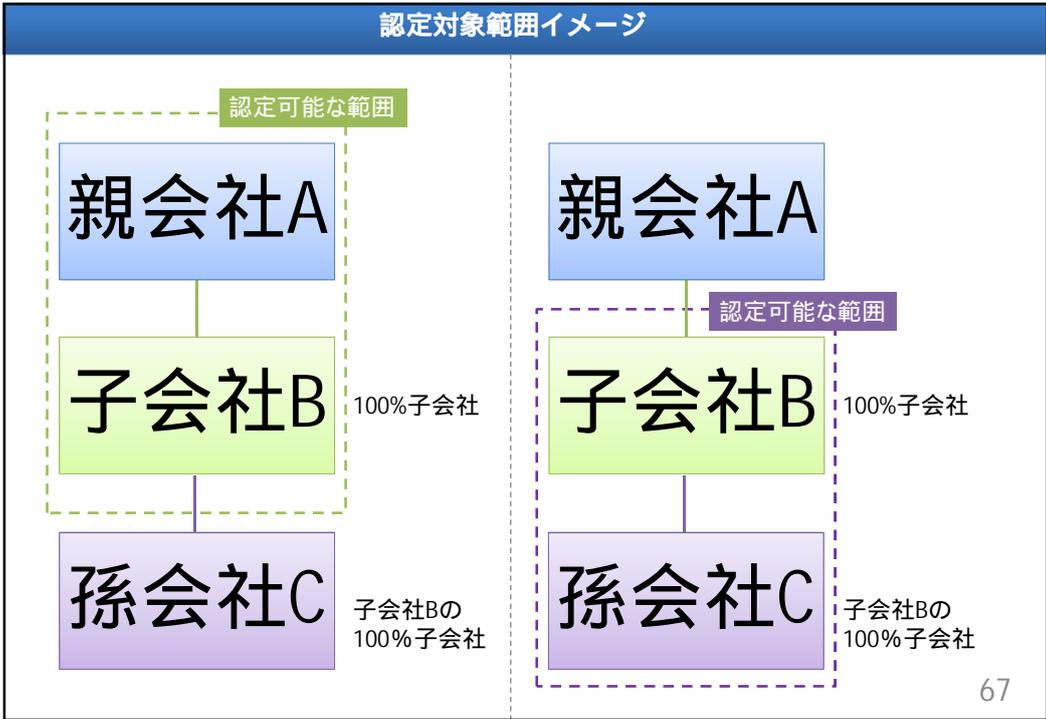
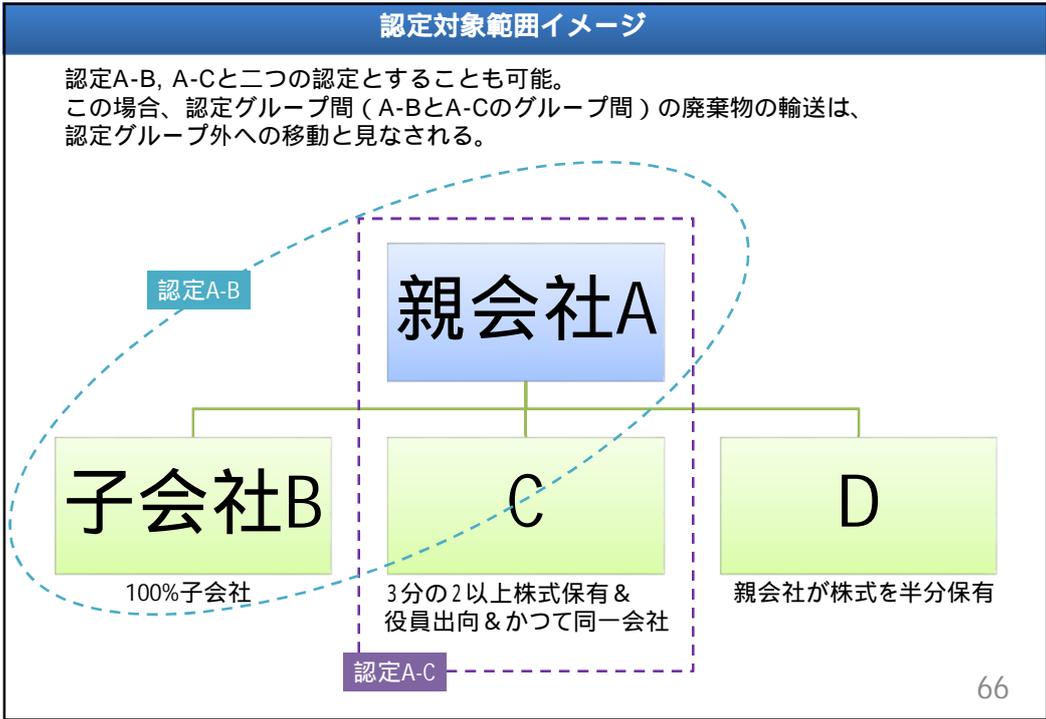
C

3分の2以上株式保有 & 役員出向 & かつて同一会社

D

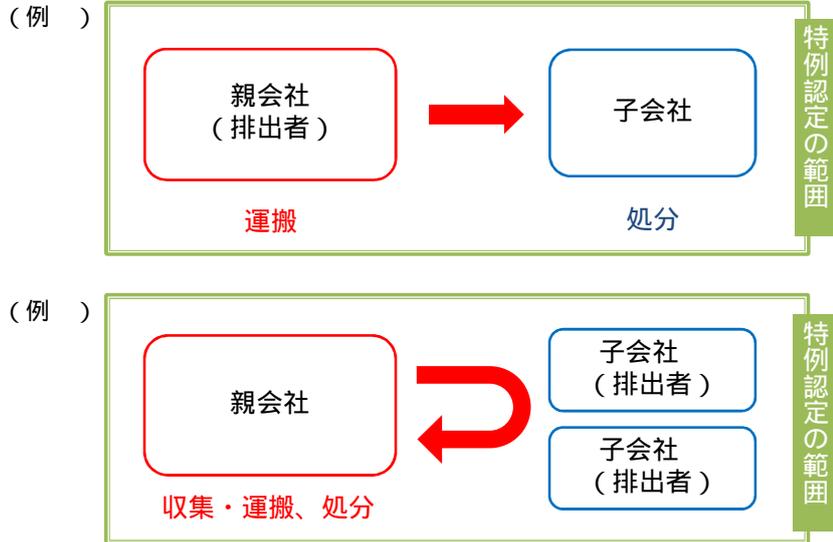
親会社が株式を半分保有

65



認定の活用イメージ

1. 認定事業者が自ら収集・運搬及び処分を行う場合の例



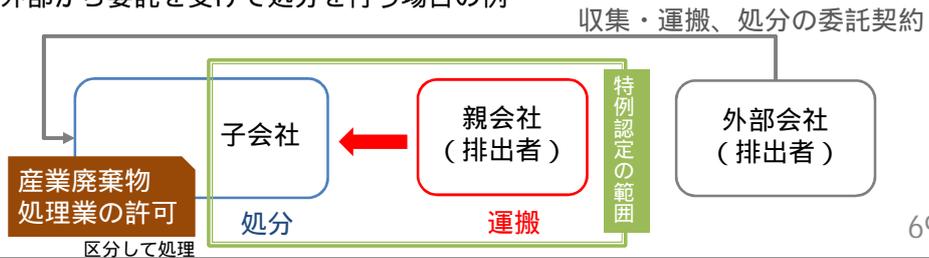
68

認定の活用イメージ

2. 認定事業者が処分を外部に委託する場合の例



3. 認定事業者のうち、産業廃棄物処理業の許可を有する者が外部から委託を受けて処分を行う場合の例



69

主な政令事項及び省令事項

3. 申請先・申請方法

- 申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域、**処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事**に申請。

(当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれに申請。)



4. 申請書・添付書類

- 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名、議決権保有割合に関する事項、実施体制に関する事項に加え、当該申請に係る産業廃棄物の種類、処理の範囲及び処理を行う区域等を記載した申請書を都道府県知事に提出する。
- 申請書には、当該申請に係る事業概要、一連の処理の行程、施設に関する事項等を記載した事業計画を添付。
- 併せて、定款又は寄付行為及び登記事項証明書等（子会社の株主名簿、かつて同一の事業者であったことを証明できる登記書類）、役員の氏名及び住所（親会社からの出向者を明記）、各種基準に適合することを示す書類等を添付。

70

主な政令事項及び省令事項

5. 変更の認定の申請

- 認定を受けた者が当該**認定に係る事項の変更をしようとするときは**、共同して、当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に申請し、**変更の認定を受けなければならない。**

【変更の認定が必要な事項（改正後の施行規則第8条の38の7各号）】

議決権保有割合に関する事項に係る変更（一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。）

一体的処理の実施体制に関する事項

（役員の派遣状況に係る変更にあつては、一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。）

当該申請に係る処理を行う産業廃棄物の種類

当該申請に係る処理の範囲

当該申請に係る産業廃棄物の処理を行う区域 等

6. 軽微変更の届出・廃止の届出

- 認定を受けた者が上記に該当しない**軽微な変更をしたときは**、共同して、**変更の日から10日以内**に、当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に**届け出なければならない。**
- 認定を受けた者が**認定に係る処理の全部又は一部を廃止したときは**、共同して、**廃止の日から10日以内**に、当該廃止に係る区域を管轄する都道府県知事に**届け出なければならない。**

5. の認定を受けた又は6. の届出をした後、**変更・廃止のない区域の都道府県知事にも通知する必要。**

7. 報告

- 毎年6月30日までに**、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、報告書を都道府県知事に提出する。

71

主な政令事項及び省令事項

8. 帳簿記載事項等

認定を受けた者は、帳簿を備え付け、以下の事項を記載する。

- 収集・運搬を行う場合にあつては、当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、収集又は運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量等
- 処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量等

9. その他

認定証の表示

- 認定番号（複数あるときは、それらの全て）等を収集運搬車等の両側面に鮮明に表示する。
- 運搬車等に認定証（複数あるときは、それらの全て）の写しを備え付けておく。

場外保管の届出の適用除外

- 認定に係る産業廃棄物の保管は、法第12条第3項及び法第12条の2第3項の規定による場外保管の届出を要しない。

上記のほか、当該認定及び変更の認定に関する事務の一部等を、都道府県知事に加え指定都市の長等が行うことができるよう、所要の措置を講じた（収集運搬業許可と同様、収集運搬については政令市内で積替えを行うもののみ対象）。

72

6. 施行期日

施行期日等

改正法の施行期日を定める政令

- 改正法（電子マニフェストの一部義務化関係を除く。）の施行期日は、平成30年（2018年）4月1日とする。

改正法のうち、電子マニフェストの一部義務化関係の施行期日は、平成32年（2020年）4月1日とする。

情報処理センターへの登録期限等を3日以内（土日祝日を含めない）とする改正の施行期日は平成31年（2019年）4月1日とする。

スケジュール

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/index.html>

平成30年

3月30日 改正廃棄物処理法施行通知発出

4月1日 改正廃棄物処理法（及び政省令）施行